



セミナー  
「海を守る方法 ～ 海洋保護区について考えてみよう～」



©O.Makishi

主催：沖縄・生物多様性市民ネットワーク アオサンゴ作業部会  
共催：沖縄生物・多様性市民ネットワーク、日本自然保護協会（NACS-J）  
後援：沖縄県環境生活部、沖縄県サンゴ礁推進協議会、日本サンゴ礁学会保全委員会、  
国連生物多様性の10年市民ネットワーク



©O.Makish



\*この催しは平成 23 年度沖縄県サンゴ礁保全活動自然事業助成金の支援を受けています。

## セミナー「海をまもる方法～海洋保護区について考えてみよう」

2010年に名古屋で開催された生物多様性第10回締約国会議（COP10）で、大きな話題としてとりあげられた「海洋保護区」。これまであまり議論されてこなかった海の生物多様性保全のため、各国で保護区をつくり、世界で海を守っていくことが決まりました。しかし、日本では、海岸・沿岸の生物多様性保全の取り組みは世界から遅れをとっています。

今、沖縄県では、普天間基地移設先とされている辺野古や泡瀬干潟の埋め立てなど、多様な生きものが暮らす貴重な海が破壊される危機に直面しています。

セミナー「海をまもる方法～海洋保護区について考えてみよう」にて「海洋保護区とは何か」「世界の海洋保護区や沿岸の管理はどのように行われているか」といった事例紹介のほか、国内で海の保全をしている方の活動報告なども行い、海洋保護区という方法に限らず、海をどのような方法で守っていくのが良いのか考えていきます。



### <プログラム>

- 13:00 開催あいさつ  
牧志治（沖縄・生物多様性市民ネットワーク アオサンゴ作業部会代表）
- 13:10-13:50 「海洋保護区とは～フィリピンの事例を交えつつ」  
向井宏（京都大学特任教授）
- 13:55-14:30 「さまざまな海洋保護区のあり方～グレートバリアリーフから大浦湾まで」  
安部真理子（NACS-J / 沖縄・生物多様性市民ネットワーク  
アオサンゴ作業部会）
- 14:30-14:45 休憩
- 14:45-15:30 「研究現場からの情報発信-ウェブサイトを活用したアプローチ-」  
井口亮氏（琉球大学熱帯生物圏研究センター）  
「大浦湾の生きものたちを知る」渡辺謙太氏  
（すなっくスナフキン）  
垣花薫氏（沖縄県ダイビング安全対策協議会）による活動紹介
- 15:30-16:30 パネルディスカッション
- 16:40 閉会の挨拶 安部真理子

※この催しは平成 23 年度沖縄県サンゴ礁保全活動支援事業助成金の援助を受けています。

写真：牧志治撮影



## 講演者 プロフィール



### ◆向井 宏 (むかい ひろし) 京都大学特任教授/NACS-J 沿岸保全管理検討会座長

1944 年香川県に生まれる。広島大学大学院動物学専攻修了で理学博士。東京大学海洋研究所助手を経て、北海道大学厚岸臨海実験所所長・同理学部教授、同大学院環境科学院教授を歴任。ベントスの生態、藻場の生物群集の研究を、温帯・熱帯域で行う。その過程でジュゴンの生態研究をタイ、フィリピンなどで開始。2000 年から森と海の相互作用についての研究を進める。2007 年 3 月北大を退職。北海道大学名誉教授。同年 7 月「海の生き物を守る会」を創立し、代表兼事務局員。2008 年 10 月以来、京都大学フィールド科学教育研究センター特任教授として、森里海連環学を通じた沿岸域管理の研究と教育を行う。

### ◆井口 亮 (いぐち あきら) 琉球大学熱帯生物圏研究センター／日本学術振興会特別研究員

沖縄生まれ。京都大学農学研究科にて深海性腹足類の研究に従事した後、James Cook University 博士課程にてサンゴの研究に従事（理学博士）。現在も海洋ベントス（軟体動物、造礁サンゴ、棘皮動物）の種分化、適応進化、環境応答に興味を持って研究を進めている。研究が社会にどうつながっていけるのか、ウェブサイトなどを活用した研究の情報発信についても日々模索している。日本サンゴ礁学会保全委員会委員、広報委員会委員

### ◆渡邊謙太 (わたなべ けんた) ダイビングチームすなっくスナフキン所属

東京都立大学牧野標本館出身（理学修士）。小笠原諸島と琉球列島のポチョウジ属植物（アカネ科）の生態を細々と調べている。沖縄工業高等専門学校技術職員。

○ダイビングチーム すなっくスナフキン <http://ourawan.com/>

### ◆垣花 薫 (かきのはな かおる) 沖縄県ダイビング安全対策協議会 理事

阿嘉島の民宿「川道」を昭和 59 年に継ぎ、以来、カワミチダイビングチームと民宿を運営している。「あか・げるまダイビング協会」設立にあたっては初代会長を務め、慶良間の海の保全に努めてきた。5 年前より沖縄県ダイビング安全対策協議会としての活動も始め、理事をつとめる。

○ダイビングチーム・民宿「川道」<http://www.kawamichi.jp/>

○NPO 法人 沖縄県ダイビング安全対策協議会 <http://antaikyo.com/>

○あか・げるまダイビング協会 <http://www.aka-geruma.com/>

◆ 牧志 治 (まきし おさむ) 写真家

沖縄・生物多様性市民ネットワーク会員 (アオサンゴ作業部会代表)、沖縄リーフチェック研究会会員 (チーム科学者)

ダイビング指導員を20余年務め、現役から数年前にリタイア。2004年から辺野古・大浦湾をフィールドに写真の撮影活動を続けている。

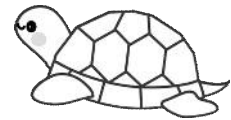
1950年、コザ市 (現沖縄市) 生まれる。高校卒業後に本土に渡り、業界紙の記者、コピーライターを経験。帰郷後にダイビングの指導員やガイドダイバーを20余年務めてリタイア。現在、辺野古・大浦湾をフィールドに写真の撮影活動を続けている。

◆ 安部真理子 (あべ まりこ) 日本自然保護協会 保護プロジェクト部

大学、大学院にて生物学と生化学を専攻し、WWFジャパンに8年間勤務。オーストラリアのジェームズクック大学院修士課程に留学し、続いて琉球大学博士課程にてアザミサンゴの多様性に関する研究で博士号 (理学) を取得。1997年に日本国内でのリーフチェック立ち上げに関わった一人であり、以来コーディネーターをつとめている。沖縄リーフチェック研究会会長、日本サンゴ礁学会評議員・保全委員会委員、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会理事。2010年4月より日本自然保護協会にて沖縄の問題や日本の沿岸の問題を担当している。



～講演要旨～



「海洋保護区 ～ フィリピンの事例を交えつつ ～」

京都大学特任教授 向井 宏

生物多様性条約の COP8 において、沿岸海洋域の 10%を実効性のある保護区にするという目標が決められたが、2010年の COP10 では、その目標が達成できないことがはっきりした。そして、愛知目標でもう一度 10%の目標が掲げられ、議長国であった日本は、今後の生物多様性十年で、その目標を達成する道義的責任を負った。そして、政府が行ったことは、海洋保護区 (MPA) の定義には、日本の区画漁業権の海域も当てはまると強弁し、日本沿岸の 8.3%が MPA であると認定した。

それでは日本の「MPA」は、どのような効果を持っているのだろうか。残念ながら、その効果は非常に少ないと言わざるを得ない。その理由としては、(1)自然公園は海を守るという発想になっていない。(2)水産資源保護水面と区画漁業権海域は、経済的な問題の解決にその目的が絞られている。(3)生態系全体を保護するという考えが希薄である、などが挙げられる。自然科学的な MPA の目標は、往々にして実現が困難である。日本の MPA の貧困さのもっとも大きな原因は、漁業権との調整が難しいことにある。そこで考えなければいけないのは、住民の意見をどう取り扱い、どう合意形成を行うかということである。

フィリピンでは、違法漁業が横行していたが、住民の発意で MPA を多数設定することに成功している、アジアでは MPA の先進国とも言われている。その MPA は範囲が小さく、かならずしも実効的ではないが、住民の合意形成がかなりうまくいっていると思われる。ジュゴンの保護のためのフィリピンの MPA の例を示しながら、日本の MPA のあり方を探してみたい。

## 「さまざまな海洋保護区のあり方 ～グレートバリアリーフから大浦湾まで～」

日本自然保護協会 保護プロジェクト部 安部真理子

海洋保護区と言うと、政府が管理して、専門家や許可を得た人以外は一切立ち入り禁止となる厳しいものを想像する人も多いと思います。今回は必ずしもそうではなく規制が厳しいものから緩やかに行われているものまでさまざまなタイプの海洋保護区があることをご紹介します。

IUCN（国際自然保護連合）が海洋保護区を6つにカテゴリー分けしていますが、一番厳しい基準に該当するものは基本的に人間の立ち入りが禁止されますが、それだけが海洋保護区ではありません。自然のタイプに併せて、管理の方法も変えて行く必要があります。

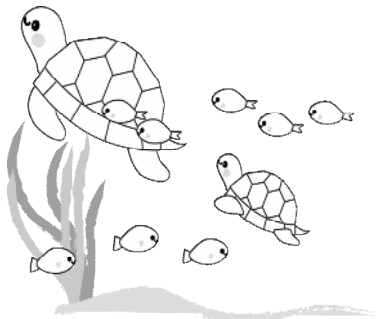
海洋保護区の先進国であるオーストラリア・グレートバリアリーフの制度を例に、上手に管理されているサンゴ礁の海を見て行きましょう。そしてどの部分ならば沖縄に取り入れることができ、どの部分は当てはまらないのか考えてみましょう。

沖縄島・大浦湾では将来的に IUCN のカテゴリーの「景観保護地域」に相当する方法で管理を進められるよう試みているので、その進捗もお伝えします。

### ◎IUCN 保護地域管理カテゴリー

- I：厳正保護地域 学術研究若しくは原生自然の保護を目的として管理される保護地域
- II：国立公園 生態系の保護を主目的として管理される地域
- III：天然記念物 特別な自然現象の保護を主目的として管理される地域
- IV：種と生息地管理地域 特定の種や生息地の保護を優先し管理される地域
- V：景観保護地域 景観の保護とレクリエーションを主目的として管理される地域
- VI：管理資源保護地域 特定の資源の持続可能な利用を許容し管理する地域

出典：IUCN :Guidelines for applying protected area management categories (Oct 2008)  
[http://cmsdata.iucn.org/downloads/guidelines\\_for\\_applying\\_protected\\_area\\_management\\_categories.pdf](http://cmsdata.iucn.org/downloads/guidelines_for_applying_protected_area_management_categories.pdf)



注) イラストは以下のサイトとしかたに自然案内からお借りしました  
<http://www.wanpug.com/illust138.html>